

# 令和5年度日本留学試験（日本語）アイテムライター募集要項

独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）は、下記により日本留学試験（日本語）アイテムライター制度に基づきアイテムライターの募集を行う。

## 記

### 1. 目的

アイテムライター制度は、本機構が、日本留学試験の日本語科目の試験問題作成に当たって、その原案を広く求めることにより、良質な問題を採用、蓄積することを目的とする。

### 2. 業務内容

我が国の大学（学部）等に入学を希望する外国人留学生を対象に、我が国の大学での勉学に対応できる日本語力を測定するための試験問題原案（以下「アイテム」という。）を、別に定める出題マニュアル等に基づき作成する。アイテムは、本機構の依頼に基づき、年に2回提出する。

日程（予定）	令和5年	12月上旬：アイテム作成依頼
	令和6年	1月上旬：アイテム提出締め切り
		6月下旬：アイテム作成依頼
		8月上旬：アイテム提出締め切り

### 3. 作成アイテム数

アイテムライター1人当たりのアイテム作成数は、原則として、1回の提出につき6アイテムから15アイテムとする。1アイテムとは、一つの本文又は視覚情報に、一つあるいは複数の問いがつけられたものを指す。

### 4. 謝金

作成したアイテムが、良質であると判断された場合、別紙の定めにより所定の謝金を支払う。

### 5. 任期

アイテムライターの任期は、原則として1年間とする。本機構は1年ごとに業務継続の可否についての確認を行うものとする。任期中にアイテムの提出がなかった場合、及び、アイテムの採用率が著しく低かった場合は、業務継続ができないことがある。

### 6. 守秘義務

アイテムライターは、別に定める誓約書に基づき、アイテムライターとしての身分、作成したアイテムその他本機構が指定する事項等に関して守秘義務を負う。

### 7. 応募資格

次の(1)から(4)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国内外の大学又は日本語教育施設等において、外国人留学生に対する日本語教育に従事する者（過去に従事していた者を含む。）
- (2) 国内外の大学又は研究機関等において、外国人留学生に対する日本語教育に関しての研究活動に従事する者（過去に従事していた者を含む。）
- (3) 科学（人文、社会、自然、応用、総合）に関する教育、研究、文筆活動等に従事する者（過去に従事していた者を含む。）
- (4) 大学院博士後期課程在籍者又は修了者（専攻分野は問わない。）

### 8. 採用人数

約20名までとする。

## 9. 応募方法

次に掲げる書類を、本機構あてに郵送すること。なお、応募書類は、一切返却しない。  
封筒の表面に「アイテムライター応募」と朱書きすること。

- (1) 履歴書（記載事項には、上記7の応募資格に該当することを示す事柄及び応募理由を含めること。  
連絡先にEメールアドレスを記入すること。）

様式は別添を参考に任意とする。様式は本機構ウェブサイトよりダウンロード可能。

(<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/kyoryoku/itemwriter.html>)

- (2) 応募者自身が作成したアイテム及びアイテム作成のために使用した資料のコピー  
アイテムは下記の要領で作成のこと。

① 作成するアイテムの種類と数

日本留学試験日本語科目の読解問題を2アイテム  
日本留学試験日本語科目の聴読解問題を1アイテム  
日本留学試験日本語科目の聴解問題を1アイテム  
合計4アイテム

② アイテムの内容

大学等における授業を理解する能力を問うもの（事務連絡等ではなく、授業内容あるいはそれに相当する内容を扱ったもの）

その内容に関する知識があっても、本文を読んだり聞いたりしなければ解答できないものであること（設問と選択肢のみから解答可能なものでないこと）。

③ アイテムの形式

読解、聴読解、聴解問題のいずれも、四肢択一形式（正解番号を付記すること）。

【読解問題】

- ・本文の長さは300～500字程度。
- ・一つの文章に設問（質問項目）を二つ付ける。（これを1アイテムとし、この形式のものを2アイテム作成のこと。）

【聴読解問題】

- ・読み上げ時の長さは1分半程度。
- ・一つの談話に設問（質問項目）を一つ付ける。
- ・視覚情報とスクリプトを作成のこと。音声データは不要。

【聴解問題】

- ・読み上げ時の長さは1分半程度。
- ・一つの談話に設問（質問項目）を一つ付ける。
- ・スクリプトを作成のこと。音声データは不要。

④ その他の注意事項

- ・いずれのアイテムも、書籍その他の文章やデータ等を引用又は参考の上、作成のこと。ただし、聴読解問題と聴解問題のスクリプトは、引用によらず、書籍等を参考の上、応募者が書き下ろすこと。
- ・アイテム作成に当たっては、本機構ウェブサイト「日本語科目シラバス」及び「過去問題サンプル（2010年第1回～2018年第2回）」を参照のこと。

## 10. 応募書類の取扱いについて

応募書類は、本件の審査にのみ用い、取得した個人情報については、審査の目的以外では利用しない。

### 11. 募集及び採否結果の通知に関する日程

令和5年8月31日（木）（必着）：募集締め切り

※採否の結果は、募集締め切りの約2か月後までに、応募者に対して書面で通知する。

### 12. 問い合わせ先・応募先

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

独立行政法人 日本学生支援機構 留学生事業部留学試験課 試験開発係

電話 03-6407-7457 FAX 03-6407-7462 Eメール [jasso\\_eju@jasso.go.jp](mailto:jasso_eju@jasso.go.jp)

日本学支援機構ウェブサイト <https://www.jasso.go.jp/>

国外からは、下記の住所あてに送付のこと。

Testing Division, Japan Student Services Organization

4-5-29 Komaba, Meguro-ku, Tokyo 153-8503 Japan